

契約の準拠法選択における考え方

——どの米国州法を準拠法選択すれば自社に有利になるか、
秘密保持契約書とライセンス契約書を中心に——

牧 野 和 夫*

抄 録 取引先との契約においては、紛争時の法解釈を容易にすべく、双方が自社の拠点がある国や地域の法を契約上の準拠法にしたいと考えることから交渉が難航する場合がある。米国においては、さらにどの州法を準拠法にするかという問題が発生する。しかし、相手方拠点の州法を準拠法とすることで、どのような違いや問題が生じるのかについて、十分な知識を持っている日本の実務家は多くはないと思われる。そこで本稿では、まず米国の法体系を概観し、日米の企業間の契約でしばしば準拠法として選択される州法について、各々の特徴、法的小および実務的な留意点を検討する。つぎに、国際取引契約書において米国の連邦法と州法によって規制される法律分野・領域を把握した上で、特定の州法を準拠法とすることの法的な意味、および知財関連契約の諸条件がどのように影響を受けるかを論じ、米国州法の準拠法指定についての実務上の指針をまとめる。

目 次

1. はじめに
2. 米国州法の準拠法指定と、米国連邦法と州法の二重構造について
3. 国際取引契約書において米国の特定の州法を準拠法として選択することの法的な意味について
4. 準拠法の合意でどの州法を指定するかで契約書の諸条件が具体的にどのように影響を受けるのか
5. おわりに

1. はじめに

取引先との契約においては、紛争時の法解釈を容易にすべく、自分にとって馴染みのある準拠法を選択しようとするのが一般的であるが、国や地域が異なる相手との契約では、双方が自社の拠点がある国や地域の法を契約上の準拠法にしたいと考えることから、簡単に合意が得られずに、その交渉が難航する場合が多い。

さらに米国においては、州ごとに民事法・商事法が異なるため、同じ米国内でもどこの州法を準拠法にすべきかという問題が発生する。そのような場合には第三の州の法を準拠法に指定するという選択肢もあるが、相手方から、相手方拠点のある州の法とする旨を強硬に主張された場合、それを選ぶことでどのような違いや問題が生じるのかについて、十分な知識を持っている日本企業や実務家は多くはないと思われる。

そこで本稿では、まず米国の法体系が連邦法と州法の二重構造になっており、連邦法と州法のそれぞれによって規制される法律分野・領域が定められていることを概観し、日米の企業間の契約でしばしば準拠法として選択される州法（ニューヨーク州法、カリフォルニア州法、ミシガン州法、テキサス州法など）について各々の特徴、法的小および実務的な留意点を検討する。

* 弁護士（日本国及び米国ミシガン州）・弁理士
大宮法科大学院大学客員教授 Kazuo MAKINO

つぎに、国際取引契約書において米国の連邦法と州法のそれぞれによって規制される法律分野・領域を把握した上で、米国の特定の州法を準拠法として選択することの法的な意味について論じる。そうして、準拠法の合意で州法をどこに指定するかによって、主な知財関連契約書（秘密保持契約書（NDA）とライセンス契約書）の諸条件が具体的にどのように影響を受けるのかを論じ、さいごに米国州法の準拠法指定についての実務上の指針をまとめることとしたい。

2. 米国州法の準拠法指定と、米国連邦法と州法の二重構造について

(1) 連邦法と州法

米国の特定の州法を契約書の準拠法として指定する前提として、まずは、連邦法と州法のそれぞれによって規制される法律分野・領域を概観し、日米の企業間の契約でしばしば準拠法として選択される州法（ニューヨーク州法、カリフォルニア州法、ミシガン州法、テキサス州法など）について各々の特徴、法的および実務的な留意点について検討する。

はじめに、大枠で、米国連邦法と州法がそれぞれ規制する法律分野を表1に示す。まずは、小国家的な位置づけである各州が完全な法制度（日本でいうところの基本六法）を持っており、州憲法を始め、民法（契約法、不法行為法）、労働法、商法、会社法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、証拠法等の法律分野を規律している。

その上で、連邦政府や連邦法は各州から一部の権限を委譲されて、法規制を行う権限を付与されている。連邦法が権限を付与された領域は、全米で共通のルールを構築する必要がある知的財産法（但し営業秘密は州法）や独占禁止法の分野、移民法など外交分野、産業スパイ法など国の軍事・安全保障の分野、州際取引（州を跨った取引）の分野などがある。

米国の特定の州法を契約書の準拠法として指定する場合には、その州の州法（判例法及び制定法・規制法規）が適用されることになるが、あえて、「米国連邦法及びニューヨーク州法（US federal law and New York State law）」として「米国連邦法を含む」と明記していなくても、米国連邦法についても適用されるであろうか。とくにそれを除外する当事者の意図がない限りは、選択した州法に関連する米国連邦法も適用されると解釈されるであろうし、また、米国連邦法が強行規定の性格を有する場合で、対象の取引に強制的に適用される場合には、当然に適用を受けることになるだろう。

以下では、知財関連契約の諸条件が影響を受ける可能性が高い州法と連邦法の法律分野について見てみよう。

(2) 契約法

「米国統一商事法典（Uniform Commercial Code；UCC）」は、売買契約、リース契約を含む民商法に属する内容を含むものであり、各州

表1 米国連邦法と州法によって規制される法律分野・領域

| | 規制される法律分野・領域 |
|-----|---|
| 州法 | 州憲法、民法（契約法、不法行為法）、労働法、商法、会社法、営業秘密保護法、独占禁止法（州の規制法）、刑法、（州裁判所の）民事訴訟法、刑事訴訟法、証拠法等 |
| 連邦法 | 合衆国憲法、知的財産法（但し営業秘密は州法）や独占禁止法の分野（但し州の規制法あり）、移民法など外交分野、産業スパイ法など国の軍事・安全保障の分野、州際取引（州を跨った取引）の分野、（連邦裁判所の）民事訴訟法、刑事訴訟法、証拠法、外国公務員腐敗防止法 ¹⁾ 等 |

にその採択を推奨する法案モデルである。各州毎にビジネス分野のルールが異なる不都合を解消すべく採択された。UCCはフランス法の影響の強いルイジアナ州を除く全ての州で州法として採択されており、実質的に米国の商事法であるといえる。

「ライセンス契約」については、UCCの第2章に含めるべく起草作業が行われたが、最終的には、「統一コンピュータ情報取引法 (Uniform Computer Information Transactions Act)」として、UCCとは別に採択された。但し、「統一コンピュータ情報取引法」も各州にその採択を推奨する法案モデルであるが、米国50州のうち採択した州は、メリーランド州とヴァージニア州の2州である。「統一コンピュータ情報取引法」の内容は、原則として、ソフトウェアメーカーはプログラムの瑕疵及び誤りに対して法的責任を負うが、シュリンクラップ契約（封を破るとライセンスに同意したとみなされるライセンス契約約款）により、その責任を排除することを認めている。他方で、フリーソフトの配布者は、シュリンクラップ契約の形式が採れないので免責されない。そこで、権利者側で起草された法律案として批判が多く、そのことから採択した州がメリーランド州とヴァージニア州の2州となっている。他方で、ソフトウェア以外の例えば特許、商標やノウハウなどのライセンス契約については、とくに全米の統一法は起草されていない²⁾。

それでは、契約法のルールが米国各州によって大きな相違があるかという点、これについては、全米各州コモンロー (common law ; 判例法) の集大成であるリステイトメント (restatement) のうち、契約法リステイトメント (第2版) が権威ある法源として各州の裁判所で採用されており、実質的に大きな相違があるとはいえない。但し、契約違反に基づく請求権の消滅時効 (除斥期間) が州によって異なることに注意すべきである。

(3) 独占禁止法 (反トラスト法・競争法)

米国の反トラスト法は、表2に示す法律及びこれらの修正法から構成されている。

ニューヨーク州の反トラスト法は、§ 340-347 of New York General Business lawをいい、通称「ドネリー法」と呼ばれ1899年に制定された。同法は、価格吊り上げ、販売テリトリーや顧客の分割・割り当て、ボイコット、談合入札及び抱き合せ販売を禁止している。ドネリー法違反は重罪であり、法人の場合は最高で100万米ドル、個人の場合は最高で10万米ドルと4年の禁固刑が科される。また、違法行為により損害を蒙った被害者はこれらの違法行為を禁止 (差止) させ、また、3倍賠償を得るために民事訴訟の提起をすることができる。

(4) 営業秘密保護法

米国連邦法上、営業秘密の要件を定めた刑事

表2 米国の反トラスト法の構成

| | 規制される行為 |
|--------------------|--|
| シャーマン法 (1890年制定) | 取引を制限するカルテル・独占行為を禁止し、その違反に対する差止、刑事罰等を規定 |
| クレイトン法 (1914年制定) | シャーマン法違反の予防的規制を目的とし、競争を阻害する価格差別、不当な排他的条件付き取引の禁止、合併等企業結合の規制、3倍額損害賠償制度等について定める |
| 連邦取引委員会法 (1914年制定) | 不公正な競争方法を禁止し、連邦取引委員会の権限、手続等を規定 |

*上記の他、ほとんどの州において、独自の反トラスト州法が制定されている。

法としては、連邦経済スパイ法（Economic Espionage Act of 1996）がある。行為者が外国政府等を利することを知って営業秘密を窃取したり、正当な権限なく複製を作成、あるいは媒体を持出したりする行為等や、それ以外の図利加害目的でなされた窃取等の行為が刑事罰の対象となる。同法1839条3号では、「営業秘密」の定義として、「営業秘密とは、全ての形式、種類の金融、商業、科学、技術、経済、あるいは工学情報で、有体物であるか無体物であるかを問わず、また、物理的、電子的、図形的、写真的、あるいは書面により、貯蔵、編集、あるいは記憶化されているかどうか、又はその方法に関係なく、図案、計画、編集物、プログラム・デバイス、公式、デザイン、プロトタイプ、手法、技巧、プロセス、手続、プログラム、あるいはコードを含むもの」と規定しており、①秘密性維持のための合理的措置、②独立した経済的価値、③非公知性、の3要件を規定している。

他方で、米国には、営業秘密に関する連邦民事法（連邦営業秘密法）は存在しないが、多くの州は、1979年に起草された統一営業秘密法（Uniform Trade Secrets Act；UTSA）をモデルに州法を制定している。また、法令ではないが、コモンローの集大成であるリステイトメントに「営業秘密」の定義条項があり、複数の州は、1993年に策定された第三次リステイトメント（Restatement of the Law Third, Unfair Competition 1993）の定義に従って州法を定めている。

営業秘密侵害に係る民事上の措置については、1979年に州統一法委員会全国会議（National Conference of Commissioners on Uniform State Laws）が統一州法模範法案として、UTSAを起草し現在までの間にニューヨーク州及びマサチューセッツ州以外の48州が採択しているが、ニューヨーク州及びマサチューセッツ州は、UTSAを採択しないで、リステイトメン

トを引用したり他の方法で実質的には、UTSAと同等のルールを規定している³⁾。

UTSAは、営業秘密の不正流用を禁止しており、営業秘密の不正流用は、「営業秘密の無権限取得、もしくは、開示又は使用」と定義されている。UTSAでは、営業秘密の不正流用に対する救済措置として、差止、損害賠償、弁護士費用の賠償が認められている。現実の不正流用又は不正流用のおそれのいずれにも差止命令は可能であり、また、補償的損害賠償には、不正流用による現実の損害と、不正流用者が得た不当利得の双方が含まれる。現実の損害の代わりに、営業秘密の無権限開示又は利用につき「合理的な実施料」を課すことで補償的損害賠償を計算することも可能である。不正流用が「故意かつ悪意による」場合、補償的損害賠償の2倍の額未満の懲罰的損害賠償が認められ得る。

UTSAにおける「営業秘密」の定義は、同法1条4項により、「営業秘密とは、製法、雛形、編集物、プログラム、装置、方法、技術又はプロセスを含み、①その開示又は使用によって経済的価値を得ることのできる他の者に一般に知られておらず、かつ②適切な手段によっては容易に解明されないことにより現実の又は潜在的な独立の経済的価値が得られる情報であり、③秘密性の保持のために当該状況の下において合理的な努力の対象となっている情報を意味する。」と規定されており、営業秘密として保護を受けるためには、①非公知性、②独立した経済的価値、③秘密性保持のために当該状況の下において合理的な努力の対象となっているという三つの要件が求められている。③の要件は、完璧な秘密管理措置である必要はなく、個別の事案のもとで合理的であれば足りるものと解されている。

なお、ニューヨーク州の営業秘密法は、以下のとおり規定している⁴⁾。

・営業秘密の定義：

事業に使用され、それを知らない競争業者に対してアドバンテージを付与する、フォーミュラ、方法、装置もしくは集積物をいう。単なる情報は含まれない。

・侵害の要件：

他人の営業秘密の剽窃であり、これには無権限にそれを開示することも含まれる。

・営業秘密の侵害に対する救済：

侵害の差止請求及び損害賠償請求が認められている。損害には、権利者側の損害及び侵害者が得た利益を含み、例外的な場合には、懲罰的損害の賠償も認められる。

・消滅時効（除斥期間）：

請求権が発生してから3年間である。

以上のように、営業秘密保護法については、UTSAが48州で採用されており、残りの2州も判例法で採用しているから、実質的に大きな相違があるとはいえない。但し、営業秘密の侵害に基づく請求権の消滅時効（除斥期間）が州によって異なることに注意すべきである。

(5) 各州の請求権に対する除斥期間について

権利発生後に一定の期間を経過した場合には請求権を失うものであり、日本法の消滅時効とは必ずしも一致しないが、概ね表3のとおりである。なお、特許侵害に基づく請求権の消滅時効は、連邦特許法の規定（35 USC 286）に基づいて、6年間である。

3. 国際取引契約書において米国の特定の州法を準拠法として選択することの法的な意味について

(1) 州法の国際私法

まずは、州法の国際私法（法競合ルール）を見ておく必要がある。州法の法競合のルールでは、以下の規範定立が行われている。州法の国際私法は、州裁判所が裁判管轄とされたときに準拠法の指定合意がない場合、及び州法が準拠法として指定合意されたときに適用される。

①州法の国際私法（法競合ルール）としては、「米国の国際私法」が適用される。「国際私法」は、基本的に各州が独立の法律を持っているのであるが、米国法律家協会が「抵触法リステイメント（Restatement of Conflict of Laws）」（現在第2版）という型式で、現行の「米国の国際私法」の判例法を簡単な条文の形式で体系的にまとめている。これが「米国の国際私法」に相当し、各州の裁判所が判断する際の重要な法源の一つとされている。

②すなわち、「抵触法リステイメント」（第2版）では、契約当事者による契約上の権利義務について準拠法の選択を認めている（187条）。但し、「契約当事者や取引と無関係の準拠法を選択した場合」や、「準拠法の選択がなかったときに適用される法律の基本的な政策に反する場合⁵⁾」を除くものとされている。従ってこの準則に従うと、たとえば、秘密保持契約書の準

表3 各州の請求権に対する除斥期間

| | 契約違反 | 財産権（知的財産権を含む）への損害 |
|-----------|---------------|-------------------|
| ニューヨーク州法 | 6年（口頭、書面を問わず） | 3年 |
| カリフォルニア州法 | 書面4年（口頭2年） | 3年 |
| ミシガン州法 | 6年（口頭、書面を問わず） | 3年 |
| テキサス州法 | 4年 | 2年 |

*上記の除斥期間（権利発生後に上記の期間を経過した場合には請求権を失うもので、日本法の消滅時効とは必ずしも一致しない）は、一般的な情報であり、個別の事件については当該州の資格を有する弁護士に個別に相談されたい。

拠法で契約当事者（カリフォルニア州の会社とミシガン州の会社の場合）がニューヨーク州法を準拠法指定した場合に、営業秘密の不正使用がミシガン州で行われた場合には、ニューヨーク州法（営業秘密保護法）が適用されないこととなり、ミシガン州の営業秘密保護法が適用されることになるだろう。

③他方で、準拠法の選択がされていない場合には、契約締結地、契約交渉地、履行地、契約の目的物の所在地、当事者の住所地を考慮して裁判所が決定する（188条）。

④「抵触法リステイメント」（第2版）では、準拠法の選択は、契約当事者による契約上の権利義務についてのみ認めている（187条）ので、契約上の権利義務ではない、知的財産権（物権）の成立や効力についての準拠法は、当該知的財産権を保護する公法のルールに従うべきである。

⑤従って、知的財産権に関する契約の違反については、債権（契約違反）に基づく請求の場合には、指定準拠法が適用されるが、他方で、知的財産権（物権）に基づく請求の場合には、登録国や保護国あるいは不法行為発生地準拠法が適用される。債権（契約違反）に基づく請求と知的財産権（物権）侵害に基づく請求との大きな違いは、後者が前者の契約違反では認められることが困難な差止請求権を行使することができる点である。

（2）米国の特定の州法を準拠法とすることの法的な意味について

上記の規範に沿って検討するに、契約上の権利義務について、米国の特定州法を契約書の準拠法として指定する場合には、その州の州法（判例法及び制定法・規制法規）のうち契約法⁶⁾が適用になり、他の州法⁷⁾（営業秘密保護法等）は原則として適用されない。同様に、契約上の権利義務とは無関係の連邦法も原則として適用されない。但し、ライセンス契約については、

独占禁止法の規制が適用され契約法が修正されて、特定の契約条項が修正されたり無効とされる可能性がある。ただし、これは、契約当事者の準拠法指定による任意の適用というよりは、米国連邦法が強行規定の性格を有する場合で、対象の取引に強制的に適用される場合であるといえよう。

つまり簡潔にいうと、国際取引契約書において米国の特定州法を準拠法として選択することの法的な意味は、原則として、契約上の権利義務についての法規（つまり契約法）に限って選択の効果が及ぶのであり、特定州法の準拠法選択が、例えば契約当事者の拠点のない第三州を選択した場合には、「抵触法リステイメント」（第2版）の準則によれば無効となってしまう、管轄裁判所が個別に準拠法を判断することになるだろう。いずれにしても、準拠法として選択した特定州法の契約法以外の法規範（営業秘密保護法を含む）は適用されず、州法の営業秘密保護法を含め、連邦法である特許法や著作権法等の知的財産法や独占禁止法も準拠法の選択により適用されるのではなく、当該法規範が持つ強行法規性により適用されることになる。

4. 準拠法の合意でどの州法を指定するかで契約書の諸条件が具体的にどのように影響を受けるのか

以下では、準拠法の合意がニューヨーク州法、カリフォルニア州法、ミシガン州法、テキサス州法とそれぞれ指定された場合に、秘密保持契約書、ライセンス契約書の諸条件が具体的にどのように影響を受けるのか、について論じて行く。まず、秘密保持契約書、ライセンス契約書の契約条件を以下に設定する。

I. 秘密保持契約書のケース（日本企業X社と米国ニューヨーク州企業Y社が相互に秘密情報を相手方へ開示するケースで、各自が相手方か

ら開示された秘密情報を自国で使用する場合)

- ①秘密保持義務・期間（第三者非開示及び目的外使用の禁止）
- ②権利の帰属
- ③取引のノーコミットメント
- ④差止請求権を含む契約違反時の救済
- ⑤損害賠償の予約（契約違反時の違約金の合意）
- ⑥契約期間
- ⑦一般条項：

準拠法や紛争解決条項を含む、法務・管理的な条項であり、どの種類の英文契約書にも必ず登場する規定である。準拠法のところで、ニューヨーク州法、カリフォルニア州法、ミシガン州法、テキサス州法とそれぞれ指定合意を行った場合を想定して、契約書の権利義務への影響を考察する。

II. ライセンス契約書のケース（日本企業X社が特許のライセンサーで、米国ニューヨーク州企業Y社が特許のライセンシーであり、ライセンスのテリトリーを米国とするケース）

- ①使用許諾条件
- ②対価・支払条件
- ③秘密保持義務・期間（第三者非開示及びリバースエンジニアリングの禁止）
- ④権利の帰属
- ⑤保証条件
- ⑥改良技術
- ⑦差止請求権を含む契約違反時の救済
- ⑧損害賠償の予約（契約違反時の違約金の合意）
- ⑨契約期間
- ⑩一般条項：

準拠法のところで、ニューヨーク州法、カリフォルニア州法、ミシガン州法、テキサス州法とそれぞれ指定合意を行った場合を想定して、契約書の権利義務への影響を考察する。

(1) 秘密保持契約書のケース（前記Iの主要

条項を前提とする)

設例 Y社が秘密保持契約の守秘義務期間内に、X社から開示された営業秘密をX社に事前許諾を得ることなく、ニューヨーク州内で自社の新製品に利用した場合に、X社がY社に対して、ニューヨーク州裁判所へ提訴し、救済を求めるにあたり、ニューヨーク州法、カリフォルニア州法、ミシガン州法、テキサス州法のそれぞれの準拠法指定により、X社が受けることができる救済への影響をどのように考えれば良いだろうか。

そもそも、秘密保持契約書の対象となるノウハウ等の営業秘密の保護については、二つの考え方があり、第一に、秘密保持契約で守秘義務期間内に、開示された営業秘密を開示者に事前許諾を得ることなく、自社の新製品に利用しないことを約束していれば、契約違反に基づく救済を受けることができる。第二に、秘密で開示された営業秘密は、州の営業秘密保護法により保護されており、同法違反に基づく救済を受けることができる。

そこで設例を検討するに、まずは、ニューヨーク州法を準拠法選択しているのであれば、契約違反を根拠に救済を求める場合でも、州の営業秘密保護法違反を根拠に救済を求める場合でも、ニューヨーク州法が適用されることになるであろう。

次に、ニューヨーク州法以外の、カリフォルニア州法、ミシガン州法、テキサス州法のいずれかを準拠法選択し、契約違反を根拠に救済を求める場合には、準拠法選択したカリフォルニア州法、ミシガン州法、テキサス州法が適用されることになる反面で、州の営業秘密保護法違反を根拠に救済を求める場合には、ニューヨーク州法が適用されることになるであろう。つまり、ニューヨーク州裁判所は、一つの事件を審

理するために、二つの州法、すなわち、ニューヨーク州法とカリフォルニア州法、ミシガン州法、テキサス州法のいずれかを適用することになるので、審理を複雑にさせ時間を要することになる。

管轄裁判所（例えばニューヨーク州裁判所）がもっとも嫌がるのは、契約違反に基づく請求権の準拠法が管轄法とは異なる指定準拠法（例えばミシガン州法）であり、知的財産権侵害に基づく請求権の準拠法が損害発生地法（例えばニューヨーク州法）となる場合である。つまり、一つの事件を二つの準拠法で処理しなければならないからである。いうまでもなく、上記の場合には、指定準拠法を侵害発生地のニューヨーク州法で揃えておけば、問題は生じなかったであろう。

契約違反に基づく請求権の消滅時効（除斥期間）では、カリフォルニア州法やテキサス州法を準拠法選択することで4年となり、ニューヨーク州法やミシガン州法を選択した場合の6年に比べて時効期間が短くなるので、この事例では、ニューヨーク州法の準拠法選択がもっとも適切と言えるであろう。

(2) ライセンス契約書のケース（前記Ⅱの主要条項を前提とする）

設例 サブライセンスが禁止されているライセンス契約で、Y社がライセンス契約の有効期間内に、ライセンス契約の対象となる特許をX社に事前許諾を得ることなく、Z社へサブライセンスした場合において、X社がY社に対して、ニューヨーク州裁判所で救済を求めるにあたり、ニューヨーク州法、カリフォルニア州法、ミシガン州法、テキサス州法のそれぞれの準拠法指定により、X社が受けることができる救済への影響をどのように考えれば良いだろうか。

そもそも、ライセンス契約の対象となる特許の法的保護については、二つの考え方があり、第一に、ライセンス契約の対象となる特許をX社に事前許諾を得ることなく、Z社へサブライセンスした場合であって、ライセンス契約でサブライセンスが禁止されているのであれば、X社がY社に対して契約違反に基づく救済を受けることができる。第二に、ライセンス契約の対象となる特許は連邦特許法で保護されているので、同法違反に基づく救済を受けることができる。

そこで設例を検討するに、まずは、準拠法選択をどの州法に指定したとしても、連邦特許法に基づく救済を受ける点については変わることはない。他方で、契約違反を根拠に救済を求める場合には、どの州法を準拠法選択するかで、契約違反に基づく請求権の消滅時効（除斥期間）が異なってくる。すなわち、カリフォルニア州法やテキサス州法を準拠法選択することで4年となり、ニューヨーク州法やミシガン州法を選択した場合の6年に比べて時効期間が短くなるので、本事例では、ニューヨーク州法やミシガン州法を選択するのが適切となろう。

(3) 上記(2)のケースで、日本企業X社と米国ニューヨーク州企業Y社とのライセンス契約書で準拠法が指定されていない場合

設例 サブライセンスが禁止されているライセンス契約で、Y社がライセンス契約の有効期間内に、ライセンス契約の対象となる特許をX社に事前許諾を得ることなく、Z社へサブライセンスした場合において、X社がY社に対して、ニューヨーク州裁判所で救済を求めるにあたり、準拠法が指定されていない場合に、準拠法がどのように選択されて、最終的に、X社が受けることができる救済への影響をどのように考えれば良いだろうか。

1) 管轄裁判所による準拠法の決定

契約の当事者が契約の準拠法を選択していない場合には、ニューヨーク州裁判所において適用される国際私法のルールに従って決定されることになる。すなわち、「抵触法リステイメント」(第2版)では、契約当事者による準拠法の選択を認めており、選択がされていない場合には、契約締結地、契約交渉地、履行地、契約の目的物の所在地、当事者の住所地を考慮して裁判所が決定する(188条)。

2) 規範定立

上記の検討結果から、以下の規範定立を行うことができる。

A. 準拠法が決定されていないが、法廷地は提訴当事者により、自国の裁判所等のどこかに決定される。

B. つぎに、法廷地によって、どの国の国際私法のルールに従うかが決定される。

C. 知的財産権に関する契約の違反については、債権(契約違反)に基づく請求の場合には、法定準拠法(法廷地の国際私法のルールにより決定される)が適用されるが、他方で、知的財産権(物権)に基づく請求の場合には、登録国や保護国あるいは不法行為発生地の準拠法が適用される。債権(契約違反)に基づく請求と知的財産権(物権)侵害に基づく請求との大きな違いは、後者が前者の契約違反では認められることが困難な差止請求権を行使することができる点である。

3) 事例へのあてはめ

①裁判がどこで行われているか(法廷地)により、当該国の国際私法ルールが適用される。

②ニューヨーク州の裁判所の場合には、「リステイメント」が適用される。

③知的財産権の成立・効力に関する請求をする場合には、当該知的財産権が侵害されており、保護を求めている国の法律が準拠法となる。

④他方で、契約の効力に関する請求をする場合

には、法廷地の国際私法のルールにより決定される法定の準拠法が適用される。

5. おわりに

最後に、米国州法の準拠法指定についての実務上の指針について述べる。

(1) 基本的な方向性について

まずは、どこの米国州法を準拠法指定するかによって得られる実際の選択の余地は非常に限られているといえる。すなわち、契約違反を根拠に救済を求める場合には、州法を選択することができるが、州法の契約法の範囲(契約の成立・効力)で選択することができるだけであり、契約法は各州でそれほど大きな相違はない。また、州法の営業秘密保護法や連邦知的財産法(特許法、商標法や著作権法)については、準拠法指定時に選択の余地はなく、権利者が現実には救済を受ける段階になって、侵害発生場所に従って自ら適用法を選択するものである。

(2) 請求権の消滅時効について

次に、準拠法に指定した州法の契約違反時の請求権の消滅時効(除斥期間)に注意すべきである。他方で、州法の営業秘密保護法や連邦知的財産法(特許法、商標法や著作権法)の侵害に基づく請求権の消滅時効(除斥期間)については、侵害発生場所に従って自ら適用法を選択することになるが、この場合には、消滅時効(除斥期間)は一律定められており(特許侵害が6年、営業秘密が概ね3年)、選択の余地はない。

以上、契約の準拠法選択における米国州法の考え方について述べた。実務担当者は、ただ自社拠点の法に拘るだけでなく、本稿で挙げた事項に留意して、どこの米国州法を準拠法指定するかを検討すべきである。

注 記

- 1) Foreign Corrupt Practices Act of 1977
- 2) ソフトウェアのみについてライセンス契約の全米統一法が起草された理由としては、ソフトベンダー対ユーザー（消費者）間の契約となる場合に、ソフトベンダー側のリスクが大きくなるので、事前に対応しなかったという事情があったことが考えられる。
- 3) マサチューセッツ州ではMass. Gen. Laws Ch. 93, § 42.として規定されている。
- 4) Digital Media Law Project “Trade Secrets Law in New York”
<http://www.dmlp.org/legal-guide/new-york/trade-secrets-law-new-york>（参照日：2015. 1. 26）
- 5) 「基本的な政策に反する場合」としては、日本でいえば、例えば「公序良俗違反の場合」であり、強行法規違反などの公法に反する場合をさす。
- 6) 契約違反に基づく請求権の除斥期間のルールを含む。
- 7) 権利侵害に基づく請求権の除斥期間のルールを含む。

参考文献

- ・道垣内正人著「国際契約実務のための予防法学」商事法務（2012）
- ・松岡博編「国際関係私法入門」（第3版）有斐閣（2012）
- ・ウィリアム・M・リッチマン/ウィリアム・M・レイノルズ著・松岡博/吉川英一郎/高杉直/北坂尚洋訳「アメリカ抵触法－法選択・外国判決編（下巻）」レクシスネクシス・ジャパン（2008）
- ・大塚章男著「事例で解く国際取引訴訟」日本評論社（2007）
- ・櫻田嘉章・道垣内正人編「別冊ジュリスト国際私法判例百選」No.172, 2004/7, 有斐閣
- ・トニ・M・ファイン著・牧野和夫監訳「アメリカ法制度と訴訟実務」レクシスネクシス・ジャパン（2007）
- ・牧野和夫著「知的財産法講義（改訂版）」税務経理協会（2014）
- ・平成25年度産業経済研究委託事業「諸外国における営業秘密保護制度に関する調査研究報告書」2014年3月, 三菱総合研究所

（原稿受領日 2015年4月13日）

